2026年8月3日現在

デビットカード Apple Pay モバイルペイメント特約

第１条(適用範囲)

1. 本特約は、株式会社ドコモ SMTB ネット銀行（以下「当社」といいます。）のデビットサービスの会員（以下「会員」といいます。）が、デビットサービスの利用にあたって、当社に対して Apple Pay(第 2 条第 1 号に定義します。)を利用するための申込み（以下「Apple Pay 利用申込み」といいます。）を行い、または、Apple Pay を利用する場合に適用されるものです。なお、当社が会員の Apple Pay 利用申込みを認めた日を、Apple Pay の利用に係る契約成立日とします。
2. デビットサービスの利用のための Apple Pay 利用申込みおよび Apple Pay の利用については、本特約に加えて「デビットカード利用規定」および各特約（以下総称して「会員規約等」といいます。）が適用されるものとします。本特約と会員規約等が矛盾抵触する場合には本特約が優先的に適用されるものとします。

第２条(用語の定義)

本特約における用語の定義は、デビットカード利用規定に定めるほか、以下の各号に定めるとおりとします。

(1)「Apple Pay」とは、会員規約等および本特約に基づき、Apple Pay 利用可能決済およびそれに関連する機能・サービス等を、Apple Inc.（以下「Apple」といいます。）が提供するアプリケーション・機能等を用いて会員が利用できるサービスです。会員は、Apple Pay 対応デバイスを通じて、Apple 所定および当社所定の方法でデビットサービスのために Apple Pay を利用することができます。

(2)Apple Pay 利用可能カードとは、会員が Apple Pay 利用申込みを行うことができる当社所定のデビットカード（デビット付キャッシュカードとスマホデビットの総称をいいます。）の総称または Apple Pay 利用申込みを実際に行った当該デビットカードをいいます。

(3)「Apple Pay 対応デバイス」とは、会員が Apple Pay を利用できる Apple 所定の Apple Pay 対応機器の総称または Apple Pay 利用申込みを実際に行った Apple Pay 対応機器をいいます。

(4)「Apple Pay 利用可能決済」とは、Apple Pay 利用申込みにより会員が利用できる決済サービスをいいます。

(5)「トークン」とは、Apple Pay 対応デバイスに発行される Apple Pay 利用可能決済に用いられる専用の番号で、当社が会員に対して発行するデビットカード番号とは異なる会員番号をいいます。

(6)「Apple Pay 会員情報」とは、Apple Pay 利用申込みまたは Apple Pay の利用にあたり必要な本人確認情報およびトークン等の情報をいいます。

2026年8月3日現在

第３条(iDの利用申込)

1. 会員は、Apple Pay利用申込みにあたり、Apple Pay利用可能決済として、株式会社NTTドコモが提供する決済ブランドである「iD」の利用申込みをし、iD会員になるものとします。
2. 前項の申込みに基づくiDの利用は、Apple Pay対応デバイスでのみ可能とし、本特約に定める条件に従うものとします。
3. 本条第1項に基づくiDの利用申込みは、Apple Payの解約・中止・終了等と同時に、解約されるものとします。

第４条(Apple Pay利用申込み)

1. デビットサービスの利用にあたってApple Payの利用を希望する会員は、会員自らが、本特約に同意の上でAppleおよび当社所定の方法によりApple Pay利用申込みを行うものとします。
2. 当社は、Apple Pay利用申込みを行った会員のうち、当社が当社所定の基準により適格と認めた会員をApple Pay利用者として認め、Apple Pay対応デバイスにトークンを発行し、Apple Payの利用を可能とします。
3. 会員は、Apple Pay利用申込みに先立ち、自己の責任および費用負担において、自己が管理するApple Pay対応デバイスの準備、携帯電話通信事業者等とのインターネット利用サービス契約の締結等による通信手段の確保ならびにその他Apple Pay利用申込みおよびApple Payの利用に必要な準備を行うものとします。

第５条(Apple Pay利用可能決済)

1. Apple Pay利用者が利用できるApple Pay利用可能決済およびその利用方法等については、第3条に定めるほか、当社所定の方法（当社ホームページへの掲載等）によってお知らせします。
2. Apple Pay利用可能カードの種類またはApple Pay対応デバイスのモデルにより、Apple Pay利用者が利用できるApple Pay利用可能決済は異なります。なお、当社は、Apple Pay利用者が利用できるApple Pay利用可能決済につき事前の予告なく追加、変更することができるものとします。
3. Apple Pay利用可能決済の加盟店での利用にあたり、当該加盟店が複数のApple Pay利用可能決済に対応しており、かつ、それらのいずれかを指定できる場合、Apple Pay利用者は、実際に利用する決済サービスを自ら指定して利用するものとします。

第６条(Apple Pay利用可能決済の利用枠および利用代金の支払い)

1. Apple Pay利用者は、Apple Pay利用可能カードの利用枠の範囲内でApple Pay利用可能決済を利用できるものとします。

2. 当社は、Apple Pay利用者が前項に定める利用枠を超えてApple Pay利用可能決済を利用した場合もしくは利用しようとした場合、利用枠の範囲内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等、利用状況が不審な場合、または延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、Apple Pay利用可能決済の利用を一時的にお断りすることがあります。
3. Apple Pay利用者は、本特約に基づくApple Pay利用可能決済の利用に関する一切の債務を、会員規約等に従い、Apple Pay利用可能カードの利用代金として、Apple Pay利用可能カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。
4. Apple Pay利用者が本条に定める利用枠を超えてApple Pay利用可能決済を利用した場合も、Apple Pay利用者は、当然にその支払の責任を負うものとします。

第７条(Apple Payの有効期限等)

1. Apple Payの有効期限は、当社所定の方法（当社ホームページへの掲載等）によって公表する通りとします。
2. Apple Pay利用者は、前項の有効期限経過後もApple Payの利用を希望する場合、再度第4条第1項および第2項の手続きをすることで、Apple Payを利用することができます。但し、当社が当社所定の方法により、上記手続きを経ずApple Payの有効期限を自動で更新する場合があります。
3. Apple Pay利用者は、Apple Payの有効期限内であっても、Appleおよび当社所定の方法によりApple Pay利用可能決済の一時停止またはApple Payを解約することができます。
4. Apple Payの有効期限内であっても、Apple Pay利用可能カードに係る利用契約の解約または会員資格の喪失をした場合、Apple Payは解約されます。
5. Apple Payの有効期限内であっても、以下の各号に該当する場合には、Apple Payは解約されることがあります。

(1) 当社が発行するデビットサービスのための会員氏名、デビットカード番号、有効期限および会員がデビットサービスの利用に先立ち、当社に対して登録する暗証番号等の情報（以下総称して「デビット利用情報」といいます。）、デビットカードまたはApple Pay対応デバイスの盗難、詐取、横領、もしくは紛失または偽造・変造等（以下「盗難等」といいます。）により、Apple Payについて不正利用の恐れが生じた場合

(2) デビットカードの再発行などによりデビットカード番号等が変更される場合

(3) Apple所定の事由またはApple Pay対応デバイスの故障などにより、Apple Pay対応デバイス内のApple Pay会員情報が削除された場合

第８条(Apple Payの一時停止・解約等)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、Apple Pay利用者に対する事前の

通知なく、Apple Pay利用可能決済の一時停止またはApple Payの解約をすることができるものとします。

(1) Apple Pay利用者が本特約もしくは会員規約等に違反しまたは違反するおそれがあると当社が判断した場合

(2) Apple Payの利用状況もしくはApple Pay利用可能カードの利用状況が不適当（当社所定の期間、Apple Payの利用がないことを含みます。）または不審であると当社が判断した場合

(3) Apple Pay会員情報、デビット利用情報、Apple Pay対応デバイス、またはApple Pay利用可能カードが第三者によって拾得される等、当社が認識した事由に起因してApple Payの不正利用の可能性があると当社が判断した場合

2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、Apple Pay利用者に対する事前の通知なく、Apple Payの一部または全部を一時停止または中止できるものとします。

(1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、Apple Pay対応デバイス等の異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、Apple Payの一部または全部の利用が困難であるとAppleまたは当社が判断した場合

(2) その他、Appleまたは当社が、コンピュータシステムの保守等の已むを得ない事情でApple Payの一部または全部の一時停止または中止が必要と判断した場合

3. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、Apple Pay利用者に当社が指定する書面の提出および申告を求めることができるものとし、また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においては、Apple Pay利用可能決済の利用を制限することができるものとします。

4. 当社は、本条第1項から第3項に定める事由およびそれらに類似する事由によるApple Payの一部または全部の一時停止・解約・中止・利用制限等により、Apple Pay利用者に生じた損害につき、一切の責任を負わないものとします。

第９条(善管注意義務、禁止事項等)

1. Apple Pay利用者は、Apple Pay対応デバイスを善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理するものとし、本人以外の第三者にApple Payの利用をさせまたは利用のためにApple Pay対応デバイスの占有を移転させてはなりません。

2. Apple Pay利用者は、Apple Pay対応デバイスにつき、その修理等による第三者への一時的な預入または第三者への譲渡、貸与、担保提供等もしくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、事前にApple Payを解約しなくてはなりません。

3. Apple Pay利用者は、Apple Payを解約した場合または当社により解約された場合、その理由の如何を問わず、Appleおよび当社所定の方法により、Apple Pay対応デバイスに保存されているApple Pay会員情報が削除されていることを確認しなくてはなりませ

ん。

4. Apple Pay利用者は、Apple Pay対応デバイスに保存されているApple Pay会員情報について、一切の偽造・変造・複製・解析等をしてはなりません。
5. Apple Pay利用者が前4項に違反し、その違反に起因してApple Payが不正に利用された場合、Apple Pay利用者（Apple Payを解約済みか否かを問いません。）は、それにより生じたApple Pay利用可能決済の利用代金および当社に生じた損害についてすべて支払いの責任を負うものとします。
6. Apple Pay利用者は、以下の各号のいずれかに該当する場合に生じるすべての責任を負うものとします。なお、この責任にはApple Pay利用可能決済による利用代金の支払責任を含みます。
   (1) Apple Pay対応デバイスの盗難等により第三者にApple Payを不正利用された場合
   (2) Apple Pay会員情報の盗難等により第三者にApple PayまたはApple Pay会員情報を不正利用された場合
   (3) その他前2号に準じる事由で、第三者にApple PayまたはApple Pay会員情報を不正利用された場合
7. Apple Pay利用者は、Apple Pay対応デバイスまたはApple Pay会員情報が盗難等にあった場合、速やかに自身でAppleおよび当社所定の方法によりApple Payを一時停止または解約し､Apple Pay対応デバイスまたはApple Pay会員情報の盗難等が生じた旨を、速やかに当社所定の方法で当社に通知し、かつ最寄警察署に届け出るものとします。

第１０条(免責)

1. Apple Pay利用者は、以下の各号に定める場合またはその他の理由によりApple Payの一部または全部を利用できない場合であっても、当社は一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。
   (1) Apple Pay対応デバイス等の仕様・品質等、その他のAppleがApple Payに関連して提供する技術・サービス・製品等に関する障害や技術・サービス内容の変更・終了等による場合
   (2) Appleにより Apple Pay対応デバイスのモデルが変更される等、Appleによる仕様変更がなされた場合
   (3) Apple Pay利用者が第4条に定めるApple Payの利用申込み手続きを完了しなかった場合
   (4) 本特約に定める、Apple Payの一時停止・解約・中止・終了・利用制限等の場合
   (5) Apple Pay利用可能決済の各決済サービスに対応した加盟店の端末機またはシステムの故障等およびApple Pay対応デバイスと端末機との通信状態の不具合等の場合
   (6) その他、会員規約等および本特約に定める場合
2. Apple Pay利用者は、デビットサービスの利用にあたってApple Pay利用申込みをし、

またはApple Payを利用したことにより、Apple Pay対応デバイスの各種機能またはApple Pay対応デバイス内に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよび、Apple Pay利用者または第三者に損害が発生した場合で、当社に故意または重過失がないときは、当社は一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。

第１１条(損害の補てん)

1. 会員は、Apple Pay対応デバイスまたはApple Pay会員情報の盗難等により第三者にApple PayまたはApple Pay会員情報を不正利用された場合、当該不正利用に起因する一切の事項につき責任を負うものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、第三者によるデビット利用情報およびApple Pay会員情報の不正使用について、デビットカード利用規定に定める条件を満たす場合は、デビットカード利用規定が適用されるものとします。なお、Apple Pay会員情報の不正使用についてのデビットカード利用規定第19条の適用にあたっては、同条の「デビット利用情報」にApple Pay会員情報が含まれるものとして扱います。

第１２条(非保証)

当社は、Apple Payに関連するか否かに関わりなく、Appleが提供または配布する製品・技術・アプリケーション等の品質・機能等につき、何ら保証するものではありません。

第１３条(Apple Payの終了および停止)

Apple Pay利用者は、Appleまたは当社が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なくApple Payが終了または一時停止する場合があることを予め承諾するものとします。なお、この場合、当社は一切責任を負わないことにつき、Apple Pay利用者は、予め承諾するものとします。

(1) Apple Pay対応デバイスまたはこれにインストール・保存されたデータ等に不具合等があった場合
(2) 当社またはAppleの業務の遂行上重大な支障がある場合
(3) その他当社またはAppleが、Apple Payの終了または一時停止が必要と判断した場合

第１４条(本特約の変更、承諾)

本特約の変更については、当社からApple Pay利用者に変更内容を通知、またはApple Pay対応デバイス上もしくは当社ホームページ上で、新特約または変更事項を閲覧可能な状態に供した場合であって、その後に当該Apple Pay利用者がApple Payを利用したときは、会員は変更事項・新特約を承認したとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

以上

2026年8月3日現在

個人情報等の取扱いに関する同意事項

＜「個人情報等の取扱いに関する同意事項」（以下「本同意条項特約」といいます。）は本特約の一部を構成します＞

第１条(個人情報等の収集・保有・利用等)

1. Apple Pay利用者またはApple Pay利用者の予定者（以下総称して「Apple Pay利用者等」といいます。）は、以下に掲げる個人情報等について、当社が、保護措置を講じたうえで、収集（Apple Inc.およびApple Japan, Inc.（以下まとめて「Apple」といいます。）が当社に第三者提供することを含みます。）・保有・利用することにつき、予め同意するものとします。
   (1) iTunesおよびApp Storeアカウントの利用状況（個別の利用明細については収集しません。）
   (2) Apple Payデバイスに関する情報（電話番号、名前、モデル等を含みます。）
   (3) Apple Pay利用申込み時の位置情報
   (4) Apple Pay利用申込み状況および登録情報
   (5) Apple Payの利用状況
   (6) 上記（1）から（5）に準じる情報
2. Apple Pay利用者等は、当社が下記の目的のために個人情報を利用することに予め同意するものとします。
   (1) Apple Payおよび付帯サービスの提供・管理のため
   (2) 法令諸規則の遵守、当局からの照会対応のため
   (3) 市場調査、およびデータ分析やアンケートの実施などによる金融商品やサービスの研究や開発のため
   (4) ダイレクトメールの発送など、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
   (5) Apple Payの解約や解約後の事後管理のため
3. Apple Pay利用者等は、当社が求める場合には、認証用のメールアドレスや携帯電話番号等を国際提携組織に自ら提供する方法その他当社の指定する方法の中から選択して、本人認証を実施します。この場合、メールアドレス等は当社所定の匿名化措置を講じたうえで送信されます。

第２条(個人情報の預託)

Apple Pay利用者等は、当社が当社の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません。）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含みます。）する場合に、当社

が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項特約に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。なお、当社の事務において、Apple Payに関するApple Pay利用者等への通知にショートメッセージサービス（SMS）を利用する場合は、Apple Pay利用者等の携帯電話番号を携帯電話通信事業者に預託するものとします。

第３条(利用の中止の申出)

Apple Pay利用者は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、Apple Pay利用申込み後に当社に対しその中止を申し出ることができます。但し、ご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第8条第1項記載の窓口にご連絡ください。なお、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社がApple Pay利用申込みをお断りすることや解約の手続きをとることはありません。

第４条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. Apple Pay利用者等は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、Apple Pay利用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。当社に開示を求める場合には、第8条第2項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。
2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、Apple Pay利用者等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第５条(Apple Pay利用申込みが認められない場合)

Apple Pay利用者等につき、Apple Pay利用申込みが当社により認められない場合であっても、Apple Pay利用者等がApple Pay利用申込みをした事実は、第1条第1項に定める目的に基づき、当該申込みが認められない理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第６条(Apple Pay解約後等の場合)

Apple Payの解約・中止・終了等の後であっても、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第７条(特約等に不同意の場合)

当社は、Apple Pay利用者等がApple Pay利用申込みに必要な当社所定の手続きをとらない場合、デビットカードApple Payモバイルペイメント特約の内容の全部または一部を承認できない場合、Apple Pay利用申込みをお断りすることや解約の手続きをとることがあります。

2026年8月3日現在

第８条(個人情報に関するお問合わせ)

1. 第3条に定める中止のお申出は、下記のカスタマーセンターまでお願いします。
2. 個人情報の開示・訂正・削除等のApple Pay利用者等の個人情報に関するお問合わせ・ご相談についても、下記のカスタマーセンターまでお願いします。
   ＜ドコモSMTBネット銀行カスタマーセンター＞
   https://www.netbk.co.jp/contents/support/form/

第９条(本同意条項特約の位置付けおよび変更)

1. 本同意条項特約はデビットカードApple Payモバイルペイメント特約の一部を構成します。なお、会員規約等に同種の同意条項が記載されている場合には、これに別途同意していることを前提とします。
2. 本同意条項特約は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

※App Store 、Apple、Apple Pay、iTunesはApple Inc.の商標です。

以上